

第48回千葉市民花火大会花火打上げ業務委託仕様書

- 1 **業務名** 第48回千葉市民花火大会花火打上げ業務委託
- 2 **業務実施場所** 千葉市民花火大会会場「幕張海浜公園（幕張の浜）及び周辺」
（千葉市美浜区美浜1ほか）
- 3 **契約期間** 契約締結の日から令和8年9月30日（水）まで
- 4 **業務実施日** 令和8年8月1日（土） ※荒天または強風の場合は中止

5 花火大会概要

- (1) 大会名称：千葉開府900年記念 幕張ビーチ花火フェスタ2026
（第48回千葉市民花火大会）
- (2) 花火演出コンセプト
「千葉開府900年 未来を切り拓く花火～Love&Peace～」
- (3) 主催：千葉市民花火大会実行委員会
- (4) 開催日時：令和8年8月1日（土）
- (5) 花火打上げ時間：19時30分から20時30分（予定）
※荒天または強風の場合は中止
- (6) 打上場所：幕張海浜公園（千葉市美浜区美浜1）
※幕張の浜突堤及び砂浜周辺にて花火打ち上げを実施する。
【別紙「第48回千葉市民花火大会会場図案」】
- (7) 観覧場所：幕張海浜公園及び周辺
- (8) 観覧者数：85,000人（予定）

6 業務の目的

千葉開府900年を迎える千葉市のウォーターフロントにあたる日本一の長さを誇る人工海浜の幕張海浜リゾート地区において、市内外からの来訪者が親しめる賑わいのある海辺「幕張の浜」のロケーションを活かし、千葉開府900年記念となる本大会の花火演出コンセプトが伝わる花火打上げを行う。

7 業務の内容

- (1) 本業務に必要な花火・機材等の準備と設置及び操作
 - ア 花火の種類 尺玉以下とする。
 - イ 花火の総数 20,000発以上とする。
 - ウ その他 本大会の特徴となる海上花火と尺玉を交えた千葉開府900年記念プログラム、個人協賛花火の打上げを含める。
- (2) 花火機材等の撤去、その他原状回復
- (3) 花火打上げに関わる関係機関との調整及び申請手続き
- (4) 花火大会終了後、報告書、写真等の提出
- (5) 花火打上げに関する留意事項
 - ア 打上げ準備の作業時間は、当日の6時00分から16時00分とする。なお、第二消費場所の煙火や機材等の搬入及び搬出は大会前日から翌日までの期間とする。
また、第五消費場所の機材搬入は大会前日から当日までの期間とする。
 - イ 打上げ作業時間は、19時30分から20時30分とする。
 - ウ 全プログラムの演出が観覧席から観覧可能な打上花火を出来る限り使用すること。
 - エ 別紙「第48回千葉市民花火大会会場図」の保安区域内に煙火を設置すること。
 - オ 幕張の浜突堤(第一及び第二消費場所)は、実行委員会にて落水防止用の手摺を設置する。なお、突堤に設置されている進入禁止の柵は現状のままとする。第二消費場所の煙火や機材等の搬入及び搬出に使用する通路及びクレーンと吊りパケットは実行委員会にて準備する。また、幕張の浜中央の石垣堤防(第五消費場所)周辺に足場板通路と土のう(400個)、搬入経路となる観覧席入口付近に敷板を実行委員会にて設置する。
 - カ 個人協賛花火を一口10万円で合計10口募集。大切な人へ贈るメッセージ(30文字以内)に併せて花火を打ち上げる個人協賛花火をプログラムに含めること。
 - キ 煙火や機材等の搬入から搬出までの間における立入禁止エリアへの観客等の侵入を阻止する警備員は、実行委員会が配置する。
 - ク 打上げ場所となる幕張の浜は日本一の長さを誇る人工海浜の一角である。この地理的特徴を最大限に活かした花火とすること。ただし、気象の影響による花火降灰等に注意を払うこと。
 - ケ 音楽花火をプログラムに取り入れること。また、花火の演出に使用する音楽については、幅広い世代から支持される楽曲及び協賛者の意向を反映した楽曲を選択し著作権者等の手続を行うこと。
 - コ 煙火消費時に過早発や低空開発、黒玉・筒ばね、不点火玉が発生しないよう、全ての作業工程において丁寧で安全な作業を全従業員に徹底し、降灰対策を含む安全で安心な煙火消費に取り組むこと。また、事故等が発生した場合に早期発見できるよう、煙火消費場所の監視強化を図ること。

8 業務に要する経費の負担区分

本業務履行に係わる一切の経費は、本業務の委託料に含まれるものとする。

9 再委託

受託事業者は、この業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者（グループ会社・関連・関係会社を除く。）に再委託してはならない。

10 受託事業者及び業務従事者の事務

- (1) 受託事業者及び業務従事者は、本業務で知り得た個人情報や、実行委員会の事務に関する機密事項等を、みだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。本業務が終了した後も同様とする。
- (2) 受託事業者は、本業務の実施にあたって入手した実行委員会の著作物を、実行委員会の承認なしに、本業務以外の目的に使用してはならない。

11 花火大会が中止の場合の取扱い

実行委員会が花火大会の中止を決定し、当日の午前6時00分までに受託事業者に連絡をした場合においては、実行委員会は契約金額の総額の100%の範囲内で実際に要した経費についてのみ支払い義務を負うものとする。中止の連絡が当日の午前6時00分以降の場合においては、契約金額の総額の100%の範囲内で、実行委員会は受託事業者と協議して取り決めた金額を支払うものとする。

12 保険の加入に関すること

- (1) 労働災害保険に加入し、労働安全衛生に関する法令を遵守すること。
- (2) 賠償責任保険に加入し、対人賠償、対物賠償のそれぞれにつき1事故10億円以上の損害賠償能力を有すること。（書面にて提示。）

13 留意事項

- (1) 本仕様書に定めのない事項は、実行委員会と受託事業者において協議の上決定する。
- (2) 本業務において実行委員会が必要と認め指示した事項について、受託事業者はその指示に従うこととする。
- (3) 令和7年6月1日に改正労働安全衛生規則が施行されたことに伴い、作業員の熱中症について十分対策すること。
- (4) 本業務に係る関係車両については、実行委員会へ車種・ナンバー及び運転者の届出により通行許可証を発行する。会場内を通行する際は通行許可証を掲示のうえ徐行運転など注意喚起を図ること。
- (5) 業務の遂行に関しては、関係法令を遵守すること。

以上